

# 重 要 事 項 説 明 書

事業所名：医療法人 敬愛会 介護老人保健施設 けいあい

所 在 地：福岡県宮若市宮田 4795 番地

TEL0949(32)0323 FAX0949(33)3169

介護保険事業者番号：4055880100号

管 理 者：谷口 直之

利用者定員（1日）：29名

療 養 室：個室 2室、二人部屋 12室、三人部屋 1室

## （重要事項の概要）

### 一、（施設の目的及び運営方針）

- ・ 施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じた自立生活が出来るようにする事と共に、居宅における生活復帰を目指すものとする。
- ・ 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健サービスを提供するように努めるものとする。
- ・ 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### 一、（従業者の職種、員数）

管理者1名、医師1名（管理者と兼務）、薬剤師1名（非常勤）、看護職員10名（常勤4名、非常勤6名）、介護職員12名（常勤7名、非常勤5名）、支援相談員1名、理学療法士1名、介護支援専門員1名（管理栄養士と兼務）、事務職員2名、管理栄養士1名（介護支援専門員と兼務）、調理員3名（常勤2名、非常勤1名）、清掃員1名

### 一、（サービス内容）

- ・ 施設サービス計画の立案・相談援助・行政手続きの代行
- ・ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食は8時から・昼食は12時から・夕食は18時からとします。
- ・ 入浴は一般浴槽及び特殊浴に対応します。利用者は、週二回以上ご利用頂けます。  
但し、利用者の身体の状況に応じ清拭となる場合があります。
- ・ 医学的管理・看護・介護・機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）

一、 (協力病院等)

- ・ 利用者の状態が急変した場合、専門医の診察が必要な場合等協力病院等に対応をお願いしています。
- ・ 協力医療機関  
社会保険直方病院(直方市須崎町1番1号)、けいあいクリニック(宮若市宮田4795)  
飯塚病院(飯塚市芳雄町3-83)、青木歯科医院(宮若市宮田4811)

一、 (非常災害対策)

- ・ 消防設備： 消火器、自動火災報知機、非常通報装置、カーテン等は防煙仕様
- ・ 防災訓練： 年2回

一、 (利用料金)

利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、該当介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、別表の料金表の通りに食事代等の支払いも受けるものとします。但し、利用者が利用料の減免の認定を受ける時には、その認定の金額の支払いを受けます。

一、 (苦情及び相談)

利用者は、提供した施設サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。また事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

一、 (苦情相談窓口)

- ・ 苦情相談担当者：山中清美(介護支援専門員)、白橋順子(支援相談員)  
TEL 0949-32-0323 FAX 0949-33-3169  
また備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出頂くことも出来ます。
- ・ 福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口  
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47 TEL 092-642-7859 fax 092-642-7856
- ・ 介護保険広域連合鞍手支部  
〒823-0011 宮若市宮田68-5 TEL 0949-34-5046 fax 0949-34-5047
- ・ 宮若市役所 高齢者福祉係  
〒823-0011 宮若市宮田29-1 TEL 0949-32-0515 fax 0949-32-9430
- ・ 鞍手町役場 高齢者支援係  
〒807-1392 鞍手町小牧2080番地2 TEL 0949-42-2116 fax 0949-42-5693
- ・ 直方市役所 健康長寿課 介護サービス係  
〒822-8501 直方市殿町7-1 TEL 0949-25-2390 fax 0949-24-7320
- ・ 小竹町役場 高齢者福祉課  
〒820-1192 小竹町勝野3167-1 TEL 0949-62-1219 fax 0949-62-1140
- ・ 飯塚市役所 介護保険課  
〒820-8501 飯塚市新立岩5-5 TEL 0948-96-8509 fax 0948-25-6214
- ・ 嘉麻市役所 高齢者介護課・介護給付係  
〒821-8501 嘉麻市岩崎1180-1 TEL 0948-42-7431 fax 0948-42-7093

#### 一、(賠償責任)

- ・ 施設療養サービスの実施にあたり事故が発生し損害が生じた場合には、その損害を賠償します。ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。なお前項の履行を確保するため事業者は、損害賠償保険に加入します。

#### 一、(個人情報保護)

- ・ 利用者及び家族の個人情報につきましては、利用者及び家族の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合または、指定療養施設サービス及び下記の使用目的以外は一切使用しないことを誓約し、本契約の成立を以って同意を得たものといたします。なお、個人情報の秘密保持に関しましては、本契約終了後、及び各関係者の退職後においても厳守することを申し添えます。また、下記の「個人情報の利用目的」以外で使用する場合は、予め同意を得た上で行う事とします。
- ・ 医療機関、薬局、居宅介護支援事業所、包括支援センター、訪問看護ステーション、検体検査業務の委託、介護サービス事業所等の連携、照合への回答
- ・ 外部の医師に意見や助言を求める場合やご家族等へ介護サービス計画等の説明
- ・ 介護給付費請求事務の際の支払機関、審査機関、行政機関への提出書類、照合への回答
- ・ 当施設の管理業務、会計・経理・医療、看護、介護上
- ・ 医療、介護の事故報告や損害賠償における事務手続き、顧問弁護士相談
- ・ 外部監査機関への情報提供

#### 一、(虐待の防止のための取り組み)

- ・ 虐待防止に関する責任者は、以下のものを選定しています。  
虐待防止に関する責任者：宮崎昭子（看護師長）
- ・ 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- ・ 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

#### 一、(サービス利用に関する留意事項)

- ・ 利用者及び利用者の家族等の禁止行為
  - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
  - ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
  - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）  
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

一、(サービス契約の終了)

- ・ 事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。
  - ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)  
例: コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
  - ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)と理不尽なサービスを要求する
  - ③ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

一、(公表情報)

- ・ 介護サービス情報の公表について

この度、介護保険事業者を御利用者及び家族が選択・検討するにあたって情報の入手が円滑に出来る様、介護サービス情報の公表が下記の機関より公表されます。

(福岡県社会福祉協議会 介護サービス情報センター)

ホームページアドレス <http://www.fsw.or.jp>

施設は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

施設 : 医療法人 敬愛会

理事長 谷口 直之 ㊟

説明者職 氏名 : \_\_\_\_\_ ㊟

私は、施設より上記の重要事項説明を受け、同意しました。

利用者氏名 : \_\_\_\_\_ ㊟

署名代行者氏名(又は法定代理人) : \_\_\_\_\_ ㊟

本人との続柄 : \_\_\_\_\_